

平成30年北海道胆振東部地震で被災された学生のみなさんへ
(家計支持者の被災を含む)

茨城大学では、平成30年北海道胆振東部地震で被災された学生のみなさんに対し、平成30年度に限り、以下の経済支援を行います。

1. 被災学生に対する授業料免除

以下の条件を満たす学生に対し、後学期の授業料免除を行います。

2. 申請条件

学生本人、または家計支持者が被災しており、罹災証明書の提出が可能であること。

(万が一、提出できない場合は、学生支援センターに相談してください。)

家計支持者が死亡している場合、または家計支持者(本人)の居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊していることが条件となります。

3. 審査について

学力審査は行いません。経済状況のみで審査を行います。

原則、平成30年度の課税証明書に記載の市町村民税所得割額の世帯合計(父母等の家計支持者の課税状況)で審査をしますが、被災により死亡、失職、停職、休職等が生じ、被災前の世帯収入より、被災後の世帯収入が3割以上減額している場合は減額後の収入により、家計基準を判定します。

4. 免除額について

本学の定める所得割額段階表(以下、家計基準)で以下に該当するときは、授業料の免除を行います。

後学期分の授業料を既納している場合は、免除の決定額について返還いたします。

また、後学期分の授業料をまだ納入していない場合は、後学期の授業料の免除の審査が確定するまで、納入を延期することができます。

家計基準Ⅰに該当	後学期の授業料の全額免除
家計基準Ⅱ～Ⅴに該当	後学期の授業料の半額免除

(以下は学部学生のみ)

家計基準Ⅱに該当し、一人親または多子世帯の場合	前学期及び後学期の授業料の全額免除
-------------------------	-------------------

5. 授業料免除の申請時期

平成30年10月22日～平成31年1月末日まで随時受付を行い、後学期の申請として取り扱う。

6. お問い合わせ先

茨城大学学生支援センター 029-228-8067 または 8059

※ 申請を希望される学生は、事前に必ずお問い合わせください。